

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第8号

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例（平成11年岩手県条例第62号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	別表第2（第3条関係） [略] 29の2 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(21) [略] (22) 法第55条（法第56条第2項及び第69条第2項において準用する場合を含む。）の終身賃貸事業の認可等の通知 (23) [略] (24) 法第58条第1項の終身建物賃貸借の解約の申入れの承認 (25) 法第65条の認可事業者に対する助言及び指導 (26) 法第66条の認可事業者からの報告の徴収 (27) 法第67条第2項の認可事業者の地位の承継の届出の受理 (28) 法第67条第3項の認可事業者の地位の承継の承認 (29) 法第68条の認可事業者に対する改善の命令	別表第2（第3条関係） [略] 29の2 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(21) [略] (22) 法第55条（法第56条第2項及び第70条第2項において準用する場合を含む。）の終身賃貸事業の認可等の通知 (23) [略] (24) 法第59条第1項の終身建物賃貸借の解約の申入れの承認 (25) 法第66条の認可事業者に対する助言及び指導 (26) 法第67条の認可事業者からの報告の徴収 (27) 法第68条第2項の認可事業者の地位の承継の届出の受理 (28) 法第68条第3項の認可事業者の地位の承継の承認 (29) 法第69条の認可事業者に対する改善の命令

<p>(30) <u>法第69条第1項</u>の終身賃貸事業の認可の取消し</p> <p>(31) <u>法第70条第1項</u>の認可事業者の事業の廃止の届出の受理</p>	<p>(30) <u>法第70条第1項</u>の終身賃貸事業の認可の取消し</p> <p>(31) <u>法第71条第1項</u>の認可事業者の事業の廃止の届出の受理</p>
[略]	[略]

2 別表第2 (第3条関係)	別表第2 (第3条関係)
[略]	[略]
<p>2 [略]</p>	<p>2 [略]</p> <p><u>2の2 児童福祉法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（法第33条の10第1項に規定する認可外保育施設に係るものに限る。）</u></p> <p>(1) <u>法第33条の14第1項の通知の受理</u></p> <p>(2) <u>法第33条の14第2項の事実を確認するための措置</u></p> <p>(3) <u>法第33条の14第3項の児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置</u></p> <p>(4) <u>法第33条の15第1項の審議会等への報告</u></p> <p>(5) <u>法第33条の16の2第1項の通知</u></p>
<p><u>2の2 児童福祉法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務</u></p> <p>(1) <u>法第59条第1項の報告の徴収又は立入調査等（法第6条の3第9項から第12項まで並びに第39条第1項及び第2項の業務を目的とする施設に係るものに限る。）</u></p> <p>(2) <u>法第59条第3項の施設の設備又は運営の改</u></p>	<p><u>2の3 児童福祉法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務</u></p> <p>(1) <u>法第59条第1項の報告の徴収又は立入調査等（認可外保育施設（法第33条の10第1項に規定する認可外保育施設をいう。以下この項において同じ。）に係るものに限る。）</u></p> <p>(2) <u>法第59条第3項の施設の設備又は運営の改</u></p>

善その他の勧告（法第6条の3第9項から第12項まで並びに第39条第1項及び第2項の業務を目的とする施設に係るものに限る。）

(3) 法第59条第4項の勧告に従わなかった旨の公表（前号の勧告に係るものに限る。）

(4) 法第59条第5項及び第6項の事業の停止又は施設の閉鎖の命令（法第6条の3第9項から第12項まで並びに第39条第1項及び第2項の業務を目的とする施設に係るものに限る。）

(5)～(8) [略]

2の3 [略]

[略]

2の4 [略]

[略]

2の5 [略]

[略]

2の6 [略]

[略]

2の7 [略]

[略]

2の8 [略]

[略]

2の9 [略]

[略]

2の10 [略]

[略]

2の11 [略]

[略]

2の12 [略]

[略]

2の13 [略]

[略]

2の14 [略]

[略]

2の15 [略]

[略]

2の16 [略]

[略]

2の17 [略]

[略]

2の18 [略]

[略]

善その他の勧告（認可外保育施設に係るものに限る。）

(3) 法第59条第4項の勧告に従わなかった旨の公表（認可外保育施設に係るものに限る。）

(4) 法第59条第5項及び第6項の事業の停止又は施設の閉鎖の命令（認可外保育施設に係るものに限る。）

(5)～(8) [略]

2の4 [略]

[略]

2の5 [略]

[略]

2の6 [略]

[略]

2の7 [略]

[略]

2の8 [略]

[略]

2の9 [略]

[略]

2の10 [略]

[略]

2の11 [略]

[略]

2の12 [略]

[略]

2の13 [略]

[略]

2の14 [略]

[略]

2の15 [略]

[略]

2の16 [略]

[略]

2の17 [略]

[略]

2の18 [略]

[略]

2の19 [略]

[略]

[略]	
6の10 森林法（昭和26年法律第249号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（2以上の市町村の区域にわたるもの又は民有林の区域内で行う1ヘクタール未満若しくは10ヘクタール以上の開発行為に係るものを除く。）  (1) [略]  (2) <u>法第10条の3</u> の開発行為の中止又は復旧に必要な行為の命令	[略]
[略]	
32の4 農地中間管理事業の推進に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（法第18条第2項第1号ロ又は第2号ロに規定する土地が同条第5項第6号イ又はロに掲げる土地のいずれかに該当する場合に係るものを除く。）  (1)・(2) [略]	北上市、遠野市、八幡平市、金ケ崎町、山田町及び岩泉町
[略]	

[略]	
6の10 森林法（昭和26年法律第249号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（2以上の市町村の区域にわたるもの又は民有林の区域内で行う1ヘクタール未満若しくは10ヘクタール以上の開発行為に係るものを除く。）  (1) [略]  (2) <u>法第10条の3第1項</u> の開発行為の中止又は復旧に必要な行為の命令	[略]
[略]	
32の4 農地中間管理事業の推進に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（法第18条第2項第1号ロ又は第2号ロに規定する土地が同条第5項第6号イ又はロに掲げる土地のいずれかに該当する場合に係るものを除く。）  (1)・(2) [略]	北上市、遠野市、八幡平市、 <u>西和賀町</u> 、 <u>金ケ崎町</u> 、 <u>山田町</u> 、 <u>岩泉町</u> 及び <u>田野畑村</u>
[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、表1の項の改正部分は、公布の日から施行する。
- この条例の施行の日前に児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の12第1項及び第4項並びに第33条の14第1項並びに児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第6条第1項の規定により知事に対してされた通告、届出及び通知に係るこの条例（表2の項の改正部分に限る。）による改正後の岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第2の2の2の項の左欄に掲げる事務については、同項の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。
- この条例の施行の日前に農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）の規定により知事に対してされた申請その他の行為に係る事務に

については、改正後の条例別表第2の32の4の項の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。